

(1) 高まる環境教育の必要性

私たちを取り巻く環境の問題は、複雑化・多様化しており、問題の解決に当たっては、国境を越えた協力・協調が不可欠なものとなっています。令和元年6月には、日本で開催された「主要20か国・地域」いわゆるG20エネルギー・環境関係閣僚会合において、世界的に問題になっている海洋プラスチックごみ対策の国際的な枠組みをつくることが合意されました。同年9月には、アメリカのニューヨークにて気候行動サミットが行われ、世界各国における温室効果ガスの対策について話し合わせ、その様子は報道等でも大きく取り上げられました。

環境教育に関連した直接的な動きとしては、平成26年の国連総会にて「グローバル・アクション・プログラム」が採択され、このプログラムに基づき、持続可能な開発のための教育（ESD）の推進が図られています。

また、平成27年には同じく国連総会にて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、持続可能な開発目標（SDGs）が示されました。

さらに、平成29年に告示された幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領においても、前文や総則に「持続可能な社会の創り手」の育成が掲げられ、各教科等において関連する内容が盛り込まれました。

このような状況において、持続可能な社会の構築を目指す環境教育の必要性は一層高まっています。

(2) 環境教育とは

「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」の第2条第3項において、環境教育は、次のように示されています。

環境教育とは

持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習

(3) 環境教育の法的な位置付け

教育基本法及び学校教育法では、環境教育に関連した次の内容が定められています。

○教育基本法 第2条第4号（教育の目標）

生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

○学校教育法 第21条第2号（義務教育の目標）

学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。

(4) 環境教育のねらい

自分自身を取り巻く環境の状況や変化の様子は可視的に把握しやすいことから、環境教育は、児童・生徒の日常生活や行動に直結する教育と言えます。環境保全のため、どのような生活様式を選択し、どのような行動を取るべきかなどについて考えることや、自ら責任ある行動を取り、他者と協力して問題を解決していくことなどが大切です。さらに、日々の生活における環境への働き掛けだけでなく、持続可能な社会の構築に向けて、将来、よりよい環境を創造するための行動ができるような実践力を培うことにつなげることも重要です。

これらのことは、児童・生徒が環境に働き掛け、考え、行動化していく一連の社会参加の過程としても捉えることができます。環境教育に関する学習指導要領の理念や国際的、国内的な要請等を踏まえ、小・中学校における環境教育の大きなねらいは、次のように整理できると考えられます。

環境教育のねらい

○環境に対する豊かな感受性や探究心の育成

自分自身を取り巻く環境に関する事物・現象に対して、興味・関心をもち、意欲的に関わり、環境に対する豊かな感受性や探究心をもつ。

○環境に関する思考力や判断力の育成

様々な自然、社会の事物・現象の中から自ら環境に関する問題を見いだして、多面的、総合的に解決していく課題解決の力や、追究する課題についての知識や技能とともに、データや根拠に基づき、適切な判断を行おうとする環境に関する思考力や判断力を身に付ける。

○環境に働き掛ける実践力の育成

持続可能な社会の構築に向けて、自ら責任ある行動を取り、他者との合意形成を図りながら協力して問題を解決していく実践力を培う。